

成人用肺炎球菌ワクチン・水痘ワクチンが定期の予防接種になります

予防接種法の一部改正より、10月から成人の肺炎球菌ワクチンと小児の水痘（みずぼうそう）ワクチンが『定期予防接種』となります。対象となる方は今一度接種歴を確認し、未接種の方は接種に努めてください。

※和寒町ではすでに4月からどちらも『任意予防接種』として接種費用を助成しています。

	成人肺炎球菌ワクチン	水痘ワクチン
接種回数 及び内容	1回 肺炎球菌ワクチン(ポリサッカライド)	2回 6か月から12か月の間隔をおく
対象者 	①65歳以上の方でこれまでに、この予防接種を受けたことがない方 ②60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方	①生後12か月から生後36か月未満の方 ※これまでに、この予防接種（任意）を受けた方は、定期の予防接種を受けたものとして扱います（1回分） ※既に水痘に罹った方は対象外です 
※経過措置	※上記①は平成26年度中、100歳以上の方のほかに65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方が対象となります	※平成26年度に限り生後36か月から生後60か月未満の方に対し1回を定期接種として扱います
医療機関	町立和寒病院・野々瀬内科小児科クリニック	
助成額	接種費用7,000円程度のうち、町で3,500円を助成します。	無 料
申込方法	保健福祉センターで申請手続きをしてください。 【持参するもの】 ①健康保険証や運転免許証など住所のわかるもの ②印鑑	①町立病院（保健福祉センターで実施） → 『予防接種日程表』にあわせてご予約ください （保健福祉センター32-2000） ②野々瀬内科小児科クリニック → 直接病院にご予約ください （32-3612） ※対象者には9月中旬に個別に通知しています。
注意点・その他	接種履歴をご確認ください！ 過去にこの予防接種を受けた方は、定期接種の対象外となります。接種歴をお確かめの上、ご利用ください。	町ではこれまでどおり『任意接種』として、下記の対象の方に1回の予防接種をおこないます。接種歴をお確かめの上、ご利用ください。 対象：生後60か月～就学前までの方

■詳しくは保健福祉センター保健係まで（TEL32-2000）